

早稲田大学学生会館規程

（2001年5月18日規約第01—6号の1）

《所管：学生生活課長》

改正 2020年1月31日規約第19—90号の1

（設置の目的）

第1条 本大学は、自由闊達な早稲田文化を創造し、学生の文化交流を図るとともに、社会に貢献する人材の育成に寄与することを目的として、早稲田大学学生会館（以下「学生会館」という。）を設置する。

（学生会館の利用）

第2条 本大学の学生は、この規程の定めによって、学生会館を利用することができる。

2 学生会館は、年末年始および大学が定める日を除き開館する。

3 開館時間は、毎日午前8時から午後10時までとする。

（部室の使用）

第3条 部室は、学生の会、一学部または同一系統の学部の学生を主たる構成員とする会であって学部に出出のあるもの、県人会および大学に出出のある同好会の使用に供する。

（学生会館の事務）

第4条 学生会館に関する事務は、学生部が所管する。

（学生会館の使用管理）

第5条 学生会館の管理および運営に関する事項は、学生部学生生活課長が所管する。

（細則の制定）

第6条 この規程施行の際に必要な事項は、細則をもって別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、2001年8月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、2002年8月1日から施行する。

（関連規約の廃止）

2 早稲田大学学生会館規程（1954年学達第1号）および早稲田大学学生会館等管理及び使用細則（1955年学達第3号）は、この規程施行の日をもって廃止する。

（経過措置）

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、2002年7月31日までの間、第4条第2項に規定する事項は、新学生会館（仮称）利用等検討委員会が協議する。

附 則（2020年1月31日規約第19—90号の1）

この規程は、2020年4月1日から施行する。